

れば、カウンセリング機関や社会福祉サービス機関への紹介も行っていた。そして、1977年には、100人以上の署員を要する全米の警察署の約70%で、警察官に対して危機介入のトレーニングが行われるようになり、1978年までには、全国で何百万ドルという金額が、警察官による危機介入プログラムのために投入された。しかし、このように、当事者間の仲裁を目的とした警察官の危機介入は、DVを「犯罪」ではなく「夫婦間のコンフリクト」であるという認識を助長させ、DVの責任を被害者にも負担させることになった。従って、DV抑止に役立たないばかりか、むしろ危険を増加させるものとして、被害者やその支援者達から批判されるようになったのである。

他方、DV加害者に対して逮捕を含む適切な行為を行わず被害者を保護しなかったことを理由に、警察官/警察署/裁判所などが訴訟を提起されるという事態が生じるようになつた。1976年にカリフォルニア州オークランドで起きたHart事件²と、その訴訟が提起されてから約6週間後にNYで起きたBruno事件³は、その後の警察によるDVへの対応に大きな影響をもたらした。これらは、DVの被害者が、Hart事件ではオークランド警察署の署長を、Bruno事件ではNY市警、NY保護観察所、NY家庭裁判所の職員を相手に、「加害者の逮捕」とDV被害者にとって必要な保護を怠つた

ことを理由として提起したクラスアクションである。双方の事件とも、ほぼ原告の要求を認める形で和解に達したが、これらの事件は、アメリカ中の警察署に、DV被害者の権利を保護しないことによって、自分たちも訴訟を提起される可能性があることを認識させたわけである⁴。

ここで、警察はこれまでとてきたDV事件に対する逮捕回避政策の転換を余儀なくされ、多くの州が、それまで重罪の場合にのみ認められていた警察官による現行犯以外の場合の無令状逮捕を、DVの典型的行為である軽罪の脅迫・暴行(assault and battery)にまで拡大し、現行犯でなくても相当な理由(probable cause)があれば逮捕可能とする立法を行つた。また、「DV行為があつたと信じるに足る相当な理由があるときには、警察官は加害者を逮捕しなければならない」として、DV加害者の逮捕を義務付ける(mandatory arrest)法律を制定する州も出てきた⁵。

このような逮捕促進のための立法は、1981年から1982年にかけて、逮捕が加害者のその後のDV抑止にどれほど効果があるかを調査したミネアポリス実験の結果によつて、さらに加速された（なお、ミネアポリスでは、すでに、1978年に軽罪についての無令状逮捕を許可する法律が制定されていた）。

ミネアポリス実験とは、国立司法研究所

(National Institute of Justice)の助成を受け、警察財団とミネアポリス警察署が、軽罪の DV 事案において（重罪事件は除外された）、警察による逮捕、アドバイス・調停（mediation）、当事者の一時的引き離しのいずれが、同一加害者による再犯防止に効果があるかを調査したものである。実験に志願した警察官は、通報を受け、現場に赴き、その事件が実験対象のクライテリアに該当すると判断した場合には、ランダムに先の 3 つの対処法のうちのいずれかをとることになった。調査対象となった 314 組に対しては、その後 6 ヶ月の追跡調査を行い、調査担当の警察官が、被害者には、2 週間ごとに電話で再犯の有無を確認し、加害者については、警察の公式事件記録に加害者の氏名があがっていないかをチェックした。

その結果、追跡調査期間の 6 ヶ月の間に少なくとも 1 度の再犯があったか否かについて、警察の公式事件記録をもとに判断したところ、逮捕が行われた加害者では、10%、アドバイス・調停は 19%、一時的引き離しでは 24% という結果が得られた。また、被害者への追跡調査では、逮捕が行われた加害者では、19%、アドバイス・調停は 37%、一時的引き離しでは 33% という結果が得られた。いずれにしても、逮捕がその他の手段と比較し、DV の再犯防止効果を持つことが明らかにされたのである。そして、司法長官は、ミネアポリス実験の結果を受

け⁶、1984 年に、ファミリーバイオレンスに関する特別委員会報告書において、ファミリーバイオレンスを犯罪行為として扱い、逮捕を促進すべき旨の特別勧告を行った。

2) 検察官による no-drop 政策の採用

警察同様、検察も、従来 DV 事件への関与に積極的ではなく、訴追率の低さに対して被害者の支援団体やフェミニスト達から非難が向けられていた。そこで、検察でも DV 事件について、被害者の告訴取り下げを制限し、サピーナ（罰則付召還令状）によって被害者の証人としての出頭を確保し、さらに、自らも、証拠不十分の場合以外は加害者を積極的に訴追するという no-drop 政策を打ち出すようになってきた。

このような警察の逮捕優先政策、さらには検察の no-drop 政策により、裁判所への DV 加害者の送致件数は大幅に増加した。例えば、ワシントン州では、必要的逮捕を立法した後、逮捕率は 4 倍に、そして訴追率は 3 倍に急増したと報告されている⁷。しかし、ジェイルや刑務所はすでに過剰収容状態であり、これ以上収容者を増やする状態になく、これらの者に対処するための新たな処分が必要となった⁸。こうして導入されたのが加害者プログラムであり、その導入の前提には、DV に対する刑事司法機関の積極的な介入があったわけである。

なお、アメリカには、すでに薬物・アルコール治療のためのダイバージョン・プログラムが存在していたことも、加害者プログラムの刑事処分導入をさほどの抵抗なく促進させたものと思われる。

3. アメリカの加害者プログラム制度

加害者プログラムが本来は任意受講を基本としていたことは先述したが、1998年の司法省の調査では、プログラムへ送致される件数の約 80%が裁判所の命令によるものだと報告されている⁹。

1) 刑事処分としての加害者プログラム

現在、刑事処分としての加害者処遇プログラム受講は、有罪認定を受けた加害者に対し、判決の宣告猶予(suspension of sentence)に伴う保護観察(probation)の条件として言い渡すのが一般的である。

プログラム受講を命じられた加害者は、一定の期間、州によって認定されたプログラムを受講することが義務付けられる。条件に違反したり、プログラム受講中に新たな犯罪を犯した場合には、保護観察期間が延長されたり、保護観察が取り消され刑の宣告がなされたり、矯正施設に収容されたりすることになる。なお、プログラム参加費用は、原則として、加害者の自己負担である。

例えば、カリフォルニア州では、加害者

がDVを犯して有罪と認められ、保護観察に付された場合、

①最低3年間の、保護観察官(formal probation)または裁判所(court probation)によるスーパービジョン

②刑事の保護命令（暴行・脅迫・ストーキング・性的虐待・ハラスメント行為などの禁止、退去、接近禁止など）

③法律で規定された基準を満たし、保護観察所によって認定された加害者プログラム（週2時間）の1年間の受講

④被害者への被害弁償

⑤社会奉仕

などが条件として言い渡される(CA Penal Code § 1203.097)。

2) 保護命令の一種としてのプログラム

アメリカの殆どの州では、被害者保護のために整備された保護命令制度に、加害者プログラム・カウンセリング受講命令を導入している。

保護命令とは、裁判所が、被害者の申請を受け、加害者に対して一定の作為・不作為を命じるもので、その例としては、暴力行為の禁止、嫌がらせ・迷惑行為の禁止、接近禁止、連絡禁止、立ち退き、生活費・養育費の支払いなどがある。現在では、50州とコロンビア特別区の全ての地域に、保護命令制度が整備されている。保護命令には、緊急時に発令される、効力の短い一時

保護命令(Temporary Order)と、効力が長期にわたる通常保護命令(Permanent Order)の2種類がある。一時保護命令の場合、裁判所は緊急性を考慮し、被害者の申請のみに基づいて発令できるが、通常保護命令の場合、被告の事情聴取(hearing)を行う必要が生じる。なお、一時保護命令と通常保護命令の種類は重なることが多いが、被告にとって比較的負担の重い命令については事情聴取を行った上で、通常保護命令としてのみ言い渡すことができるとされている。

保護命令違反は、かつては、民事の裁判所侮辱を構成していたが、現在、多くの州で、刑事の裁判所侮辱、あるいはマサチューセッツ州のように軽罪とされるようになってきた。さらに、何度も保護命令違反を繰り返す加害者に対しては、ジェイル収容を義務づける立法を行う州もでてきてている。そして、保護命令違反があったと信ずるに足る理由がある場合、無令状逮捕を義務づける州、あるいは認める州も多く存在する。

保護命令は、先に紹介したように、種類が多岐にわたることから、被害者個々人の状況にあった救済が得られやすい。また、民事の命令であるため、DV行為の存在は、合理的な疑いを超える程度にではなく、証拠の優越の程度に証明すればよく、認定も受けやすい。従って、まず何よりも保護が必要な被害者にとって、不可欠な制度とな

っている。

D. 考察

以上のようなアメリカの状況を踏まえた上で、わが国の司法制度へのDV加害者処遇プログラム導入の可能性について検討していく。

既に見てきたようにアメリカでは、警察が逮捕優先政策を、そして検察が non-drop 政策を導入し、DV の犯罪化と刑罰の強化を進めてきた。その結果、被害者による申告件数、警察から検察官への送致件数、および検察による訴追件数は増加し、このような刑事手続きの遡上に上ってくる多くのDV 加害者への対策として、加害者プログラムは刑事処分に導入されたのである。

我が国について見ると、昨年も報告したように、DV 加害者の多くは被害がひどくても、裁判所も保護命令の申請を積極的に勧めるといったケースについてですら、起訴されないどころか、警察段階で事件を受理してもらえない場合も多いと聞く。さらに、警察で被害申告が受理され、事件が送検され、刑事手続きにのったとしても、加害者プログラムの対象となるような加害者、すなわち、初犯者あるいは比較的、傷害・暴行の程度が軽いような加害者は、おそらく起訴猶予とされ、公判に至ることはないであろう。つまり、刑事処分として加害者プログラムを導入しても、現在のような DV

に対する警察、検察活動が続けられる限り、対象となる者が少數にとどまる可能性が少なくない。

そうであるならば、刑事手続きの対象外とされる多くの加害者をプログラムに結びつけるために、保護命令の一つとして加害者プログラム受講をわが国の司法制度に導入することは検討に値するのではないだろうか。加害者プログラムは、加害者への働きかけを通じて被害者の救済を図るために、被害者支援を積極的に行って活動家達によって生み出されたものである。アメリカでもDVへの介入を躊躇していた刑事司法制度の代わりに、保護命令制度を発展させてきたという歴史がある。さらに、アメリカの模範 DV 法典を参考に 1998 年に家庭暴力防止法を成立させた台湾でも、加害者プログラムを保護命令と刑事処分の双方に導入した。しかし、その運用は圧倒的に保護命令中心に行われている。台湾でも、わが国と同様、刑事処分としての加害者プログラムの対象となるような加害者は、検察官の裁量で不起訴とされているためだと考えられる。

今回の調査では、カリフォルニア州サンフランシスコ市において、家庭裁判所における保護命令言い渡しの審理を傍聴し、その審理を担当した裁判官に、保護命令の一種としての加害者処遇プログラムについての意見を伺った。

まず、傍聴した審理の概要を紹介する。

(審理の概要)

審理の対象となったのは、20代後半から30代前半ぐらいのカップルで、5歳と5ヶ月の子供がいる。二人は既に別居しており、子供は母親と同居している。父親と子供との面会については、家庭裁判所で回数や時間などが定められている。男性は、過去にこの女性に対する DV で逮捕された経歴がある。問題とされたのは、2004 年 3 月 2 日に、二人で買い物に行った際に、デパートの中で男性がいきなり女性に殴る蹴るの暴力を働いたという件であった。女性は、保護命令、男性の加害者プログラムへの参加、監督つきの子供との面会を求めて家庭裁判所に申し立てを行った。女性によれば、男性からの暴力はずっと続いている。この暴力のサイクルを止めるために保護命令の申し立てを行ったのだという。女性は、自分が受けた傷のメディカルドキュメントを証拠として提出していた。一方、男性は、この事件で訴追されることが既に決まっている。しかし、女性の方が自分に対して暴力を先にふるってきたのであり、自分の暴力は正当防衛の範囲にあると主張していた。さらに、自分は今、サンフランシスコ市警察官に応募しており、保護命令を出されたことが分かれば、試験に通らなくなってしまうから、命令を出さないで欲しいと懇願していた。

裁判官は、二人の言い分を1時間半近く聞いた上で、結論として、3年間の保護命令を言い渡した。さらに、男性に対し、その女性を殴らない、傷つけない、嫌がらせをしないこと、緊急の場合を除いて女性に連絡を取らないこと、子供との面会の時以外は彼女の居住場所から約100メートル以内には近づかないこと、そして加害者更生プログラムを受講すること（命令言い渡しから2週間以内に第一回目を受講すること）を命じた。

この審理を担当したカーン裁判官は、加害者プログラムを行うことによって全ての加害者が暴力を止めるようにはならないだろうと言う。それにもかかわらず、判事は、加害者プログラムを行うこと、つまり教育と処遇を行うことには意義があり、行われるべきだと考えている。それは、司法の役割の中には、法律的な問題および個人的な問題を抱えている人に対して、福祉と共に、援助を行うことも含まれると考えるからである。しかし、カーン裁判官は、保護命令の一種として加害者プログラムを命じることには、多くの裁判官が躊躇を感じていることを指摘する。裁判官は、実際に遵守されるか否かが分からぬ命令を言い渡すことは、できる限り回避したいと思っているのである。その理由は、刑事司法の枠組みで保護観察の条件として言い渡され

る加害者更生プログラムとは異なり、保護命令の場合には、実際に加害者が受講しているか否かをモニタリングするシステムが存在しないからである。確かに、保護観察の条件の場合には保護観察官が受講状況を監督し、不遵守の場合には、保護観察取り消しなどしかるべき措置を採ることができる。しかし、保護観察官は、保護命令の一種としての加害者更生プログラムには関与していない。裁判官には、ある一定の場合に、命令の遵守状況を確認させる権限はあるが、それほど行使されているわけではない。さらに言えば、受講状況を確実にモニタリングできるような制度を導入するには、大きな困難が伴うという。カーン裁判官自身も、加害者プログラム受講命令の言い渡しには、常に、そのようなジレンマが伴っているとのことであった。

E.結論

今回の調査を通じて、アメリカでも保護命令制度と加害者更生プログラムとの連動が必ずしもスムーズに行われているわけではなく、執行の担保をどう図るかに問題が生じていることが明らかになった。確かに、この点は、アメリカ法にならい、民事保護命令制度に加害者更生プログラムを導入した台湾においても問題とされていた。台湾では、家庭暴力防止センターが、加害者の治療またはプログラムへの参加を監督する

義務を負っており、違反を認知した場合は、直ちに、警察または地方法院検察署に通報を行わなければならない（家庭暴力加害人処遇計画規範 21 項）。しかし、関係者の話では、実際には、警察が監視・監督の役割を果たしているのではないかということであった。どのように優れたプログラムであっても、加害者に受講させることができなければ意味はない。わが国においても、導入を検討する際には、受講をどのように確保するかは検討を要する課題である。

わが国においては、さらに、それ以前の問題として、民事の保護命令制度において、個人の思考のあり方に変革を迫るという点で侵襲性が高い加害者プログラムを、民事の証明で出すことができるかどうかが問題となる。この点については、台湾でも同様の問題が生じうると思われたが、台湾では、保護命令として科す加害者プログラムは、制裁ではなく、むしろ被害者の保護を図ることを目的とした福祉的措置だと考えることで、この点をクリアしている。わが国においても、保護命令制度の種類やそれに伴う審理のあり方を含め、今後も議論を重ねることが必要である。

Criminal Justice Strategies, 1998 に依った。

² Scott v. Hart,

No.C-76-2395(N.D.Cal., filed Oct. 8, 1976)

³ Bruno v. Codd, 396 N.Y.S.2d 974(Sup. Ct.1977)

⁴ それら二つの事件があったにもかかわらず、依然として DV 加害者の逮捕回避を行っていた警察署も、Torrington 事件(1985 年)によって、その政策転換を余儀なくされることになった。コネチカット州で、連邦地裁の陪審は、「DV 被害者は、警察の保護を受ける憲法上の権利がある」として、Torrington 市警に対し、夫から重傷を負わされた女性とその息子に 230 万⁵ の賠償金支払いを命じた。

⁵ 例えは、1977 年のオレゴン州など。

⁶ ミネアポリス実験の結果と、司法長官の勧告の効果については、Lawrence W. and Cohn, *The Impact of Research on Legal Policy*, 23 Law and Society Review 117-144(1989)..

⁷ Victim Service Agency, *The Law Enforcement Response to Family Violence*, 1988.

⁸ Edward W. Gondolf, *Batterer Intervention Systems*, 6(2002). ジエイルの過剰収容は、部分的には、薬物関係の犯罪に対する必要的量刑の影響も関係している。

⁹ Ibid. at 1.裁判所の命令によらないものとしては、社会サービス機関からのリファーなどがある。

¹ この分類は、Kerry Healey, Christine Smith and Chris O'Sullivan, *Batterer Intervention: Program Approaches and*

平成15年度厚生労働科学研究費補助金（子ども家庭総合研究事業）

第二部 DV 加害者の治療教育に関する研究

研究要旨

DV 加害者の治療、教育問題において先進国である、米国、カナダにおける海外のDV 加害者(バタラー)の研究の分析を、現在の中心テーマであると思われる加害者更生のプログラム(BP)、暴力発生論、類型論、暴力再発、査定手法、コストに関しておこなった。そして、フェミニズム概念モデル、精神保健概念モデルの対立が、現在のバタラー問題の争点となっており、刑事司法システムの医療化に関する問題ともなっていることに言及した。また、日本での加害者研究の現状の考察を行い、日本における科学的バタラー研究の必要性について言及した。

A. 研究目的

2001年10月、日本において「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」通称 DV 防止法が施行された。しかし、日本ではまだ、DV の加害者男性、(以下バタラーと記す)に対する治療・教育政策や研究が、この分野の先進国である北米諸国、ヨーロッパまた隣国の韓国や台湾などに比べても遅れているのが現状である。

そこで、本論文においては、1. 現在までの米国、カナダにおけるバタラー研究、バタラーゼプログラム(BP)政策を概括し、世界におけるバタラー問題の現在の争点は何かを把握することを中心課題とし行い、併せて 2. 日本のバタラー研究の現状を考察することを目的とする。

B. 研究方法

DV 加害者に関する海外及び日本の治療、教育に関する研究文献の分析を行なう。

C. 研究結果

I. バタラー対策の歴史

英国など、いくつかのヨーロッパの国々においては、カナダ、米国において実施されているバタラーアプローチ(以後 BP と記す)をモデルとして導入している国々がある。そこにおいてバタラー研究とその対策が進んでいるためである。まず米国、カナダにおけるバタラー(DV 加害者男性)対策の歴史的な発展を概観することがバタラー問題・研究を知る上でも重要である。

1. バタラーアプローチ(BP)の歴史

BP は、パートナーの暴力への効果的な対応を発展させなければならないという社会的圧力の結果として始められ、米国におけるその最初のプログラムは、1970 年代半ばに創始された。そして、1980 年代の初期までに、何百もの BP が、北米中に広まっていたが、異なるタイプのモデルがグループごとに行われていた。その初期における治療モデルは、認知行動モデル、心理教育モデル、セルプヘルプモデルであった。これらプログラムの本来の目的は、暴力を止め、女性の安全を増すことであるが、これらの目的に完璧にかなうという意味でのプログラムの成功は、現在でも、まだまだ課題であるという。(Goldman&DuMont, 2001)

米国で最初の BP は、1977 年のマサチューセッツ州ボストンのエマージュ (EMERGE) の加害者男性の再教育介入プログラムであるという。(アダムスら, 2002)

エマージュが設立されたのは、ボストンで初めて DV 被害者支援プログラムを始めた女性たちの要請があったからである。DV 被害者支援のためのホットラインに、加害者男性からの電話が増え続けていたのである。パートナーの居場所を聞き出そうとする電話も多い中、自分も助けて欲しいという男性の電話もあったという。そこで、加害者男性を対象としたプログラムのスタッフ募集を行った。そしてエマージュの企画会議には 10 人の男性たちが集まったのだが、

その全員が女性スタッフたちの友人や親戚であったという。社会福祉関係者、カウンセラー、教師、地域活動家、弁護士、タクシー運転手など多様な職業の人たちの集まりであったという。(アダムスら, 2002)

その後、いくつかの草分け的プログラム—Duluth(ミネソタ州)、RAVEN(セントルイス州)、AMEND(デンバー州)などが、女性に対しての新たな思考と行動の選択方法を加害者男性に習得させることによって再社会化させようという試みを実施していた。

その中で、ドゥルース(Duluth)モデルが、バタードウーマンとバタラーカウンセラーの両者の関心を得て、統合されていったという点で、国内の名声を得ていった。ドゥルースモデルは、教育プログラムを基にし、ジェンダー・ベースの認知行動療法的アプローチも同時に発展させていった。このプログラムは、男性からの女性への暴力を、社会において男性が女性に発揮するパワー(権力)とコントロール(支配)の表現であるとみなしている。このプログラムに参加するものは、このパワーとコントロールをどのように学び、実践したかを議論する形式にて進められる。初期の時代のプログラム参加者の多くは、パートナー女性に出席を勧められるか、牧師やソーシャルワーカーに紹介された男性たちであった。

1980年代半ばまでに、バタラーに対するカウンセリングは、バタラーの精神病理学や機能不全のための多様な療法を用いる、ソーシャルワーカー、心理療法家、家族カウンセラーにも注目されていった。この臨床家たちによって、暴力と怒りを持つ男性に対して開発されたカウンセリングの技術とアプローチがもたらされた。認知行動療法的アプローチは、陸軍や、刑務所で、またアルコール治療で、男性の過剰な攻撃的で、反社会的な行動を抑え、減じるために用いられていた。

さらに選択的な行動を広げるために、コミュニケーションスキル、葛藤解決スキル、ストレスリラクゼーションスキルなどの技術も加えられていったのである。

しかし、このアプローチには、女性に対する男性のパワーとコントロールという問題を無視し、男性と社会という問題を技能と技術の開発という問題にすりかえてしまったという批判もある。(Gondolf, 2002)

心理力動的なアプローチもBPに浸透した。つまり、この視点においては、バタラーは援助される立場になり、家父長制社会がもたらすバタラーの態度や行動より、個人の持つ問題としての治療に、より焦点が置かれることになった。そのため、進行中である暴力行為を止めるという命にかかる緊急なことを二次的に扱っていると批判的にみなされる場合がある。

この心理力動的アプローチのBP例としては、有罪になった加害者男性が法の強制力による裁判所紹介によって参加する、カナダにおいての最初の治療グループプログラムである、1979年のダットンらによって行われたもの(ダットン, 2002)や、Browne et al. (1997)によるプロセス心理力動的アプローチなどが挙げられる。

II. 海外バタラー研究の分析—米国、カナダを中心とする

ダットン(2001)は、カナダ、米国におけるバタラー研究に関して、「女性運動は、DV(家庭内暴力)を公の関心事項とすることを責務とし、1975年、社会学者のマレイ・ストラウスらが、『閉ざされた扉の影で』にてDVがどこにでも存在することを示した。また心理学者レノア・ウォーカーは、『バタードウーマン—虐待される妻たち』において素晴らしい研究を著した。しかし、彼女は、バタラーについての心理学的研究を開拓することには抵抗があった。なぜなら、「もし心理学が、虐待者という類型を発見してしまうと、その許しがたい加害者行為を免責し、DVをなくすための社会的・政治的变化への努力をゆがめてしまうことになってしまうと考えたからだ。こうした理由から、今までのところ、バタラーの研究は体系的に行われてこなかった。データと理論がむすびつけられることもなかつた」という状態であったと述べている。

しかし、一方、これに対して、精神保健的心

理学研究－暴力は個人の問題であるという考え方に対し、保守的社会理論であるという批判もある。(中村正, 1999)

また、他の文献によると、米国において 1977 年当時、加害者男性に関する論文はほとんどなく、1977 年度の本数はわずか 3 本であったという。その内容は、いずれも加害者男性だけに暴力の責任があるわけではないと主張する、男性の暴力責任を免除するような理論を展開したものばかりであった。しかし、1979 年になると、加害者に関する新しい見方をする研究が出てきた。例えば、英国のドバッシュとドバッシュは、妻に対する暴力の行使である DV は、夫による妻への支配行動であるという、DV の事例研究を発表しているという。(アダムスら, 2002)

以下では、海外におけるバタラー研究について、いくつかの視点から述べる。

1. バタラーの発生(原因) 論

DV におけるバタラーたちが何故暴力を振るうのかという原因論に関して、近年数多くの理論が積み重ねられてきている。しかし、各理論は、親密な関係で発生する虐待(暴力)をそれなりの視点で考察してはきたが、いまだに充分な解決に至る説明はない(ダットン, 2001)といふ

現状がある。

神経学的理論、生得的理論、社会・文化的理論、精神病理学的理論、それらを統合した理論などが主な発生原因の理論である。この中で、ダットンの精神病理学的理論を一例として以下にて述べる。

① 精神病理学的理論－PTSD、人生初期におけるトラウマ体験

この理論を主張しているのは、Dutton(1998)である。Dutton によると、1987 年にヴァン・デア・コルク(van der Kolk)が、トラウマを持つ子は、攻撃性のコントロールがいかに困難かということを述べていて、Dutton は、この成果を応用し、バタラーと暴力を振るわない男性両者に対して、子ども時代の記憶に関する質問調査を行い、その結果バタラーの慢性的な大人のトラウマ兆候と虐待する行動が、子ども時代の虐待された経験に由来することを示唆したのである。(彼は、虐待の心理学的な種が幼児の頃も含めた人生の非常に早い時期にまかれることを見出したと述べている。)

表1 暴力のトラウマモデル(Dutton, 1998)による

原家族(育った家族) (Family of origin)	成人の欠損 (Adult deficits)
肉体的暴力	
両親間の	認知問題解決欠損
直接子どもへの	暴力反応レパートリー
両親の拒絶/恥をかかされる	
公衆での罰	外在化/非難帰属性スタイル
統一性のない罰	高い慢性的な怒り
全体的な批判	拒絶過敏性
不安定な愛着	両面性の愛着スタイル 混乱した自己スキーマ 自己を落ちさせる能力のなさ 不安心

このバタラーの早期形成される「暴力的パーソナリティー」には3つの源泉があるという。1つは、父親から辱められること、2つめは、母親との不安定な結びつき、3つめは、暴力の直接的体験であるという。

このどれか1つが欠けても「暴力的パーソナリティー」は形成されないという。これら3つが複合的に同時進行的に発展することにより、形成されると述べている。(Dutton, 1998)

表1は、原家族(育った家族)における子ども時代に受けたトラウマが、成人になった時、どのように欠損として現れるかを示している。

また、他の精神病理学的理論として、心理的葛藤、人格障害、否認のメカニズム、発達障害などの説明もある。しかしいずれも、上述したように、その力動に注意の焦点を当て、暴力それ自体には焦点を当てていないという批判がある。(Hearn, 1998)

2. バタラーの類型論

実際にバタラーについての精神病理学の理論研究が、理路整然と行なわれ続けている主要な研究方法は、バタラーの類型論においてであるという。(Mankowski et al., 2002)

表2 最近の主なバタラー類型論

([Hamberger&Hastings, 1986], [Saunder, 1992], [Holtzworth-Munroe&Stuart, 1994], [Gottman&Jacobson, 1995], [Tweed&Dutton, 1998], [White&Gondolf, 2000])による

論文著者 年	類型 *各研究者の①②③は、同じタイプの分類を示す
Hamberger&Hastings 1986	①受動的-依存的/強迫的 ②精神分裂質な/ボーダーライン ③自己愛的/反社会的
Saunder 1992	①感情的に抑圧された ②感情的に揮発的な ③一般に暴力を振るう
Holtzworth-Munroe &Stuart 1994	①家族にだけ暴力を振るう(50%) ②不愉快気分な/ボーダーライン(25%) ③家族以外にも一般的に暴力を振るう/反社会的な(25%)
Tweed&Dutton 1998	①衝動的/過剰に支配的 ②衝動的/過剰には支配的ではない タイプ2 ③器質的/過剰には支配的ではない タイプ1
White&Gondolf 2000	①Low dysfunction, narcissistic/ conforming style <家族にだけ暴力を振るう(34%)> ②Avoidant/depressive style と Borderline disorder <不愉快気分な/ボーダーライン(26%)> ③Antisocial, Narcissistic, Paranoid disorder <家族以外にも一般的に暴力を振るう/反社会的な(26%)> ・その他、非定型(14%)
*その他の分類 Gottman&Jacobson 1995	バタラーの心理生理学的機能の研究 心理生理学的反応特性のバーターンによる分類 タイプI・反社会的バタラー (妻との暴力のない感情的な言い争いの最中心拍数減少) タイプII・衝動的バタラー(言い争い中心拍数増加)

① 主な最近のバタラーの類型論

バタラー類型論のレビューを体系的に研究分析した、Holtszwirth-Munroe&Stuart(1994)によると、初期のバタラー類型論研究(1970年代後半から1980年代頃)には演繹的、推論的な2つの手法のいずれかが用いられていたという。ひとつは、彼らの臨床的観察をもとにしたバタラーの下位類型による分類であり、もうひとつは、理論的な思索をもとにバタラーをグループ化し、それを得られたデータと比較するという手法であった。

現在のバタラー類型の研究においては、バタラーハたちの種類が、1979年にウォーカー(Walker, L. E.)が述べたような単一のものではないという認識に変化進展してきている。最近の研究では、これら類型論をバタラーハたちの発生の原因論と治療への応用の両面から行われている。より適切な介入、より正確な予測をするための実践的な研究が、バタラーの種類、類型研究を通して試み続けられている。

([Hamberger&Hastings, 1986], [Saunders, 1992], [Holtszwirth-Munroe&Stuart, 1994], [Dutton&Tarzomski, 1994])

表2のようにバタラー集団研究の多くが、バタラーを3つの下位類型に分類している。

Hamberger&Hastings(1986)は、MCMI(Million, 1983)を用い、バタラーの8つの下位パーソナリティスコアの因子分析を行った。バタラーの2つのサンプル(n数がそれぞれ105と99)の分析が両方とも上述表2の3つの主要な性格タイプの分類を示したという。この研究はバタラーのパーソナリティー特性を始めて体系的に述べたものとして重要な研究となっている。(Hamberger&Hastings, 1996)

その3つのタイプとは、
受動的・依存的 / 強迫的
(passive-dependent/compulsive)、
精神分裂質な / ボーダーライン
(schizoid/borderline)、
自己愛的 / 反社会的 = 器質的

(narcissistic/antisocial=instrumental)。

受動的・依存的/強迫的型の男性は、セルフエーステム(自尊心)に欠け、1人か2,3人の重要な他者に依存する緊張が高い、堅い個人である。彼らは欲求が重要な他者によって叶えられない時に反逆的感情と敵意が現れる可能性があり、一般的に抑うつ型である。

精神分裂質な/ボーダーライン型の男性は、反社会的で、気分的で、軽蔑に対して過敏であり、彼らは気まぐれで、人間同士の些細な争いに過剰に反応しやすい。このタイプの男性は、高いレベルでの不安、抑うつ、怒り傾向があり、アルコール問題を持っている可能性がある。

自己愛的/反社会的型の男性は、人生を自分中心に考え、他人を自分の欲求をかなえるために用い、自分には他人によく扱われる資格があると信じている。彼らには、抑うつや怒りの感情の報告はなかったが、アルコールや薬物問題の傾向が示されている。

(Holtszwirth-Munroe&Stuart, 1994)

さらに、Holtszwirth-Munroe&Stuart(1994)らの、この研究によると、バタラーには3つの記述的な次元での特性があるという。それらは、夫婦間暴力の深刻さ、妻だけ、または他人への暴力の一般性、精神病理性・人格障害の3つである。そしてこれらの3特性が、3種類のバタラーハ類型を提案する際に、大抵の場合用いられているという。

3種類のバタラー類型とは、
・家族にだけ暴力を振るう(family only 50%)、
・不愉快気分な / ボーダーライン(dysphoric/borderline 25%)
・家族以外にも一般的に暴力を振るう/反社会的な(generally violent/antisocial 25%)である。

そしてそれぞれの次元と性格特性類型について表3にしている。

この文献分析による類型モデル(Holtszwirth-Munroe&Stuart, 1994)について、Hamberger&Hastings(1996)は、実証的データを用いた検証を行った。

表3 バタラーの下位(サブ)タイプ (Holtszwirth-Munroe&Stuart, 1994) より

次元	家族にだけ暴力を振るう バタラー	不愉快気分な/ボーダーライ ンバタラー	家族以外にも一般的に暴力を 振るう/反社会的なバタラー
夫婦暴力の深刻さ	低い	中間～高い	中間～高い
心理的性的虐待	低い	中間～高い	中間～高い
暴力の一般性	低い	低い～高い	高い
家族外の暴力	低い	低い～高い	高い
犯罪的行為、法的迷惑	低い	低い～高い	高い
精神病理性			
人格障害	なしか、受身/依存的	ボーダーラインか精神分裂 質の	反社会的/精神病者の
人格障害			
アルコール/薬物依存	低い～中間	中間	高い
うつ	低い～中間	高い	低い
怒り	中間	高い	中間

DV カウンセリングプログラムの参加前の評価査定(インテーク)のため、裁判所紹介を受けた男性 833 人のデータをもとにした研究である。平均年齢は、31.45 才(標準偏差=8.21)全員が親密な関係のパートナーを虐待したため、逮捕されていた。被験者は、1983 年から 1993 年の間に裁判所から紹介された者たちである。この評価調査をもとにクラスター分析を行った。その結果は、Holtzworth-Munroe&Stuart モデルの分類を支持するものとなったという。

*クラスター分析とは、多変量データに基づいて、各個体をクラスターと呼ばれる互いに類似した個体に分類する手法の総称

②他の分類

上記のパーソナリティーの分類以外には、バタラーの心理生理学的反応機能の研究を行った Gottman et al. (1995)によるものが有名である。妻との言い争い時における、心拍数の生理学的に異なる反応パターンによって、反社会的バタラー、タイプ I (心拍数が下がる)と、衝動的バタラータイプ II (心拍数があがる)の 2 類型を行った研究である。しかし、この研究の追跡調査では、信頼できるデータが得られなかつたという研究報告もなされている。妻による話の個々の内容などが反応変数になるのではという

批判がある。(Meehan&Holtzworth-Munroe, 2001)

③類型論からの治療への応用

Holtzworth-Munroe&Stuart のバタラーの 3 類型研究を基にして現在のこの類型研究が発展してきている。彼らが言っているように類型を行う目的は、その類型ごとのバタラーの機能と原因がわかれれば、それぞれ個々に対応した、より適した治療がバタラーたちに行えるからである。(Holtzworth-Munroe&Stuart, 1994)

しかし、実際には、類型研究を治療に応用、実践化していくための研究はほとんどない。その数少ない研究例として、White&Gondolf (2000) は、下記表 4 「MOMI-III プロフィールのグループ化と治療への効果」にて治療への応用に関して示唆している。

これらの類型により、バタラーへの画一的な対応では問題解決にはならず、彼ら個々の人格・性格特性に応じた治療の必要性が明確になってきた。ゴンドルフらが、示唆した人格障害の各タイプへの治療を行うには、彼らの人格・性格特性を知る必要があり、BP などのプログラムに参加する前の彼らへのアセスメント(評価査定)が重要になってきている。つまり、今後は、類型論などに基づく、精度の高い評価査定手法の開発が必要になってきている。

表4 MCMI-IIIプロフィールのグループ化と治療への応用(White&Gondolf, 2000)より引用

グループ化	プロフィール(人物)の傾向	治療への効果・応用法
1 自己愛的/従わせるスタイル	防衛的、自己中心、支配	戦術的否認への直面化、明白なゴールと将来見通し、共感訓練
2 回避的/うつ的スタイル	撤退、不安、不満足	忍耐、脅さないようなスタイル、協力、安心させる、ロールプレイ、強化
3 反社会性障害	競争的、自信、用心深い、報復的な、脅かし、攻撃的な	固い首尾一貫した限界設定、率直な会話、実質の虐待の査定(スクリーニング)
4 自己愛性障害	爆発性の、自信の、超油断のない、反応的な、傲慢な、自分の考えに没頭した、	追従の枠組み、セルフイメージの歪曲発言への認知的テクニックとグループフィードバック
5 妄想性障害	疑い深い、超過敏な、激しい、自分が正しいと信じこんでいる	開かれた正直なコミュニケーション、徐々の契約、問題解決の枠組み
6 境界性障害	衝動的、自罰的、憤慨的、気分的	明確な構造と介入、寛大な説明的方法、現実歪曲への直面化、実質の虐待と自殺行為への査定

類型学(論)はバタラー研究の中でも最も中心的な研究課題となり、体系化されつつある学問分野である。この研究分野は精神科医、心理学者らがバタラーに関する分析を行い、精神保健の視点からのバタラーの科学的研究の先駆けとなった点に意義があると思われる。

3 暴力再発率関連研究

暴力再発率関連の研究は、実際本当にBPがそのプログラム後バタラーの暴力を減少することに成功しているのかという最も中心的な課題([Dutton et al., 1997], [Gondolf et al., 2001])を調査する目的のために行われ続けていている。それは、刑事司法システムの一部となっている

BPの存在意義、評価とも関連し、BPの形式の評価などと共にBPの評価研究においても中心的な課題となっている。

([Dunford, 2000], [Goldman&DuMont, 2001])

プログラム参加者のどれくらいの割合の男性が、いつの期間—半年、1年か数年間か、いつ暴力を止めるのか。プログラム後の暴力再発のパターン、傾向はどんなものかなどに関する内容の研究が行われている。(Gondolf, 2002)

この研究の中には、BPの完遂(completion)の研究—その比率の研究、完遂要因の研究、完遂・ドロップアウトと暴力減少の関連についての研究、暴力再発率の研究—BP後の暴力再発率の研究、再発者の暴力常習の要因研究などが主な研

究として行われている。これら完遂、暴力再発と関連が予測される主要な変数をGondolf(2002)は表5にしている。

4. アセスメント

①アセスメント・インストルメント(評価査定手法)

バタラーのアセスメント(評価査定)に関連して用いられるインストルメント(手法)及び、バタラーのリスク・アセスメント(危険度評価査定)として用いられるアセスメント・インストルメント(評価査定手法)の主なものを下記の表6にまとめてみた。

現在用いられている評価査定手法は、1970年代後半以降開発されたものが中心である。

②リスク・メーカーとリスク・アセスメント(危険要因と危険度評価査定)

バタラーたちの暴力の再発の可能性を増加する特性をリスク・メーカー(危険要因)という。人がもしこの1つの特性を持っていれば、暴力再発の増加の可能性がありうる。しかし、危険要因が、特定の人を絶対的に暴力再発者であるとか、ハイリスクケースとして分類されるということを必ず意味するということではない。

つまり、危険要因は、いつも必ずしも暴力再発の原因ではない。危険要因は単に暴力再発と関係性が想定される特性に過ぎない。例えば、失業は暴力の危険要因であるかもしれないが、失業そのものが暴力を引き起こすわけではなく、失業者全てが必ず、暴力を振るうというわけでもない。危険要因は、BP参加前のプログラムインタークで得られた情報から導き出されることが多い。プログラムインタークでの危険度の情報分析を精密にするために、科学的評価査定手法が研究、開発されてきたのである。

この手法を危険度評価査定手法と呼ぶ。

危険要因の評価査定を行う目的は、BP実務者が臨床的査定判断を容易にし、応用できるようになることがある。その危険度特定のための様々な研究が行われているが、Gondolf(2002)によると、いずれの研究においても表出してくる共通の危険要因特性が4つあるという。それは、過度のアルコール使用、重篤な心理学的問題、何回かの逮捕前歴、幼児期の虐待やネグレクト体験である。しかし、これらの要因が結びついてさえも実際における暴力再発の危険度予

表5 バタラープログラム完遂と再暴力の(要因変数)モデル(Gondolf, 2002)による

プログラム完遂モデル	暴力再発可能性モデル
関係状況 関係期間 婚姻状況 子どもの数と年齢	関係状況 関係期間 婚姻状況 子どもの数と年齢
雇用規範の統一 ブルーカラーの職業 雇用状況	雇用規範の統一 ブルーカラーの職業 雇用状況
個人の特性 人口(年齢、人種、教育) アルコール／物質乱用 精神病理学 暴力の歴史 プログラムドロップアウトに対する認識された逮捕	個人の特性 人口(年齢、人種、教育) アルコール／物質乱用 精神病理学 暴力の歴史 再暴力に対する認識された逮捕
パートナーの暴力についてのシグナル パートナーのDV/CJSサービスの使用 プログラム完遂の費用	パートナーの暴力についてのシグナル パートナーのDV/CJSサービスの使用 Reassault not in の決定因
プログラムの長さ 裁判所の紹介と自発的な	バタラーの支配 ヴィクトムサービスの地域利用性 地域の失業率

測力としては、かなり弱いものであるという。現場での暴力再発者の特定において、実際に見誤ることも多いという。

そのため、暴力再発の危険度予測の精度をさらに高めるため、パートナーである加害者男性に対する、その実際の被害者女性による安全感覚、安心感に基づく報告の有効性がわかり、それに関する研究が増えてきている。

([Goldman&DuMont, 2001], [Weisz et al., 2000])

この暴力再発の危険度予測を行う際、重要なことの1つは、暴力とは何かという定義することである。特にハイリスクな深刻な暴力に関してはその定義が必要となる。Weisz et al. (2000)は、女性の暴力被害者にCTS(葛藤戦略尺度)の改定版を用いて、危険予測因子を調査し、深刻な危険因子として8つの要因を提示した。

「1 あなたを殺すと脅かされること、2 ナイフ・ガンや他の武器で脅かされること、3 蹤られたり・噛まれたり・握り拳で殴られること、4 何か物で殴られること、5 セックスを強要すること、6 首を絞め窒息させられること、7 散々殴られること、8 あなたに向けてナイフ・ガン・その他の武器を使用すること」である。これらの脅しは、傷害や死に先行する行為かそれに伴う行為であるからだという。

またこの調査では、カイ二乗検定において、4か月以内の男性の深刻な暴力再発とそのパートナー女性の危険度予測に重要な相関があったという。しかし、全ての女性が正確な予測を行えたわけではないとも述べている。(Weisz et al., 2000)

また Gondolf(2002)が行った危険要因の研究においてでも、現在用いられている危険度評価査定手法、例えば、SARA(後述詳述する)などよりも、実質的に最も危険度が高かったのは、バタラーへのBPのフォローアップ期間の継続的飲酒と被害者女性の再発予測と安全感覚に関する報告であったという結果が出ているという。そして彼は危険度予測の失敗の説明として、評価査定手法における項目をシュミレートするときに用いられたデータが、十分な正確性を伴つ

ていなかった可能性を挙げている。いわゆる臨床医療におけるサンプルは、単一的であり、多様な一般人口の危険度を最大公約的には反映していない可能性がある。大規模な一般人口に近いサンプルによる危険度予測を行うことが必要となってきている。

Weisz et al. (2000)は、刑事司法システムは、加害者の特性の決定に際し、この危険度評価査定に、非常に依存していると述べている。

③リスクアセスメント・インストルメント(危険度評価査定手法)

数多くの危険度評価査定手法が、危険度予測力を高めるため開発してきた。評価査定の主な手法は、いくつかの危険要因を測定し、危険の程度をスコア化し計算する方法である。

危険度の査定には一般的に2つの方法がある。自己査定(加害者男性が自ら質問に答え報告する)手法と臨床的な査定(インタビューや記録を基にして臨床家が加害者男性について評価する)手法である。(Gondolf, 2002)

下記の表6「バタラーの評価査定に関連して用いられている主な手法」の中で、総合的に加害者の暴力再発の危険度評価査定の予測を行う目的の手法は、PAS(The Propensity for Abusiveness Scale)とSARA(Spousal Assault Risk Assessment Guide)の2つである。

(1) PASについて

Dutton(1995), Dutton et al. (2001)により作成されたPASの特徴は、5つの評価査定手法から、暴力再発危険度評価査定に必要な質問項目箇所のみ、抽出し、作成された自己報告法による評価査定手法である。作成のため用いられた5つの評価査定手法とは、以下の通りである。

MAI(MultidimentionAngerInventory. Sigel, 1986)3項目-怒り

BPO(BorderlinePersonality. Gunderson, 1986)6項目-自我の拡散と原始的防衛のパーソナリティ測定

RSQ(Relation Style Questionnaire. Griffin et al., 1995) 3項目-愛着スタイルの測定

EMBU(Gerlsman, Emmenl kamp, & Arrindell, 1990) 10項目-両親の拒絶の記憶

TSC(Trauma Symptoms Checklist. Briere&Runts, 1989) 7項目-慢性的トラウマ兆候の現出

しかし、刑事司法の現場である BP 前の評価査定において実際用いられるまでには、普及していない。

表6 パタラーの評価査定に関連して用いられている主な手法

([Millon, 1997], [Straus, 1979], [Briere&Runts, 1989], [Shepard&Campbell, 1992], [Dutton, 1995], [Dutton et al., 1996], [Kropp et al., 1999, 2000], [Whittemore et al, 2002]) より

アセスメントスケール名	開発者名 年度	目的	備考
MMI- I, II, III(Clinical Multiaxial Inventory)	Millon T., 1977, 1987, 1994	一般的な精神病理学の査定(MMI-IIIでは、DSM-IVの人格障害の検定を意図された尺度を含んでいる)	・175項目 ・true/false 方式 ・パタラーの整理にも利用 ・自己報告質問表
CTS (Conflict Tactics Scale)	Straus M.A., 1979	家庭内暴力の全ての形式を心理測定すること	・5段階の評価測定法
TSC-33 (Trauma Symptom Checklist)	Briere J. M. nts M., 1989	長期の児童虐待の結果によるトラウマの影響力の臨床的調査	・33項目 ・4段階の評価測定法 ・自己報告質問表
EMBU 英語版 (Recollections of Parental Treatment Scale)	Gerslma et al., 1990 原本はスウェーデンにて (Perris et al., 1980)	両親の養育行為の記憶を測定すること	・43項目で86の質問表 ・4段階の評価測定法 ・自己報告質問表
ABI (Abusive Behavior Inventory)	Shepard R. Campbell J. A. 1992	半年間の虐待行為の頻度を測定	・30項目 ・5段階評価測定法 ・自己報告質問表 ・CTS を発展
SARA (Spousal Assault Risk Assessment Guide)	Kropp P. R. et al., 1994, 1995, 1998	配偶者の暴力に対する危険度の予測判定 2つの検定法 (Total Score Percentile と Summary Risk Rating) の両者の危険度の比較検討を行い、最終的な検定を行なう	・起訴された加害者へのインタビューと 被に関する再観察や、被害者のインタビュー・報告情報等を基に査定
PAS(The Propensity For Abusiveness Scale)	Dutton G., 1995	親密な関係における虐待に対する、自己報告による加害者プロフィールを知る目的(虐待傾向性の予測)	・29項目 ・4または5段階評価測定法 ・自己報告質問表

(2) SARAについて

上述のように SARA は、配偶者暴力に対する危険度評価査定に関してマニュアル化したブックレットであり、実際の刑事司法システムの中で用いられている評価査定手法である。この本によると、SARAにおいては、2種類の異なる危険度評価査定を行う。Total Score の percentile に基づく査定と Summary Risk Ratings による査定である。この Total Score を Summary Risk Ratings のスコアと比較検討する。危険度に差異があった場合は、査定を行なう実務者はその理由を調べ、個人の Summary Risk Ratings を再考し、最終的な危険度の査定を行なうという手法である。

Total Score に基づく査定では、危険要因 20 項目を点数化し査定を行う方法である。その 20 の危険要因項目は、Part1(要因 1-10)一般の暴力に特に関連する項目と Part2(要因 11-20)配偶者暴力に特に関連する項目からなる。(Kropp&Hart, 2000)

査定を行う実務者が、加害者へのインタビューと彼に関する過去のファイルを再調査した情報及びそれと平行し収集された様々な加害者の暴力行為に関する情報—例えば、加害者の暴力に関する子どもや他の関係人物から、または彼と親しかった刑事司法の職員(警察、保護観察官)や過去のセラピストなどの目撃報告等を基に、この 20 項目を 3 段階の評価測定を行い、点数化し、査定を行う。この方法にはカットオフスコアが存在する。(Kropp et al., 1999)

Summary Risk Ratings による査定は総合的なリスクの査定を 3 タイプ、low-危険性が低い、moderate-中間の危険度、high-危険性が高いの中から 1 つを査定実務者が、判断、決定するという手法である。

しかし、この要約的査定は、査定実務者の利用できるあらゆる全てのデータ、情報を基に実務者自身の判断によって査定されるため、彼の危険度データの取捨選択によって、信頼度が大きく変化する可能性がある。つまり、信頼性においてこの査定は不安定である

という問題が残っている。(Kropp et al., 1999)

また、上記の理由のため、カットオフスコアが存在しない。(Whittemore&Kropp, 2002)しかし、カットオフスコアが存在しないことにより、総合的に危険度を判断できるとも考えられ、カットオフスコアの過度の信頼は禁物であるという意見もある。(Gondolf, 2002) SARAにおいて特徴的なことは、暴力被害者へのインタビューも危険度評価査定に取り入れていることである。

現在の危険度評価査定に関する考え方は、個人の特性と個人の状況間の相互作用というプロセスが暴力であると捉えられはじめている。個人の特性は短期の暴力再発危険度予測には有効であるが、長期に渡る再発の危険度予測には、状況予測が有効であるという。この状況予測とは、治療後の状況-家族メンバーへの接触、処方された薬のコンプライアンス、外来患者としてのカウンセリング参加などであり、監視を伴う進行形のリスク管理を行うことを意味する。そして暴力を行うなど、状況の変化が起こった場合は、適切な介入を行うことをいう。

これらを考慮に入れ、Gondolf (2002)が薦める形としては、バタラーを BP 間と同様に BP 後も管理しつつ、かつバタードウーマンに継続して支援を与えることであるという。

5 バタラープログラム (BP)

① 主要モデル

Gondolf (1997) は、BP には 5 つの主要な課題が考えられるという。

- ・バタラーカウンセリングは機能しているのか
- ・どんなプログラムアプローチが最も効果的で適切か
- ・プログラムのドロップアウトと非コンプライアンスをいかに減少させるか
- ・バタードウーマンの安全と保護をいかに増加させるか

・BP を非都市区域やマイノリティ地区にいかに拡大するか

米国において BP は、これらプログラムは、DV 行為に対して逮捕されたか、彼らの行為が公になれば逮捕されうるであろう男性のためにデザインされている。そしてその目的は、更生、処罰、被害者の安全が含まれている。典型的な BP は、自発的参加者、裁判所からの紹介者の両者とも受け入れるが、DV は犯罪のため、多くのプログラム実務者側は、男性が起訴または保護観察の条件として紹介されてくることを好む。

また、BP のミーティングに対する構造の違いから、事前に行われる内容が決定されており、他の要素が入る余地がない「構造化されたタイプ」(structured) と、一応のミーティングの内容等決まってはいるが、その場の状況に応じて参加者の発言にファシリテーターが臨機応変に対応する「非構造的タイプ」(unstructured) のものがある。また、その終了期限に関しても、「終了期限がある」(closed-ended) と「終了期限がない」(open-ended) タイプとに分けられる。
([Bennett&Williams, 2001], [Jenning, 1987])

そして BP の目的、焦点をどこに置くかにより参加者である加害者男性へのアプローチ方法が異なるいくつかのモデルに BP はわかかれている。

セルフヘルプモデル、認知行動モデル(フェミニズム概念が導入されている)、心理教育モデル、グループサイコセラピーモデル(プロセス心理力動モデルなど)である。

([Browne et al., 1997], [Goldman & J. DuMont, 2001])

セルフヘルプグループは、AA(アルコホリック アノニマス)の形式で行われ、AA とは内容が異なる別の 12 ステッププログラムを用いて行なわれる。バタラーの説明責任と男性たち同志の、否定的なつながり(女性を否定することでまとまるなど)に関連するため、バタラーたちに対してのセルフヘルプグループは、広くは受け入れられていない。また、男性がより構造的な BP を完遂するか、その他いくつかのコミュニティ

へ説明責任の手段をもたなければ、バタラーのためのセルフヘルプグループは、被害者の安全に関して深刻な脅しを伴うものになると思われており、効果が疑問視もされているという。
(Bennett&Williams, 2001)

認知行動モデルは、認知が行動に影響を及ぼすという考え方から、もし、認知が変容されるなら、行動も変容されるかも知れないという前提にたつ。認知行動モデルとは、バタラーが暴力の引きがねを同定し、機能不全的な思考を変容し、それらの状況認識を変化させ、彼らの暴力による支配に変わる、より適応的な行動を学ぶことを目的としている。現在はフェミニズムの社会的視点と認知行動のスキルビルディングを取り入れたジェンダーベースの認知行動的モデル(フェミニズム概念モデル)が、典型的な BP として評価され、一般的なものとして普及している。

([Saunders, 1996], [Bennett&Williams, 2001])

心理教育モデルは、肉体的であれ、精神的な暴力であれ、暴力とは男性が女性に対して行使するパワーとコントロールの多くの方法の内の 1 つであるということを加害者に理解させるために構築されたモデルである。
(Bennett&Williams, 2001)

現在の BP においては、いくつかのモデルが複合的に行なわれる場合もあり、Duluth プログラムのように心理教育モデルの中に、フェミニズム概念によるジェンダーベースの認知行動的モデルが取り入れられ、行なわれることも多い。

グループサイコセラピーモデルとは、個人や対人関係の機能不全に基づいた伝統的な心理療法の観点からバタラーの問題を捉え、それをグループで行なうモデルであり、プロセス心理力動モデルなどがある。

②バタラープログラムの実際

(1)精神保健システムと刑事司法システムの2主要モデルの比較

バタラーズプログラムは、大きく分けると2つの異なる見解がありそれらの違いが、BPの原型、政策などに決定役割を演じてきている。
(Austin et al., 1999)

その2つのモデルとは、以下の表7「バタラー介入に対する2つの主要モデルの比較」に示した、非構造の(構造化されていない)グループサイコセラピーモデル(精神保健概念モデル)とフェミニストパワーとコントロールモデル=認知行動心理教育的モデル(フェミニズム概念モデル)である。

表7のように、非構造グループサイコセラピーによるBPとは、カップルカウンセリングを行う夫婦や妻の機能不全より、むしろ加害者の行動自体に焦点を当てたものであり、行われるプログラム内容は、きちんと決定されていない非構造的なものであるが、ファシリテーターは、精神保健の専門家が行い、彼らが「今ここで」のグループの体験プロセスに臨機応変に対応できる形式を取っているプログラムである。これは、精神保健システム概念モデルの代表であり、Browne et al. (1997)によって行われた子ども時代の虐待体験に焦点をあてるプロセス心理力動グループモデルが該当する。(Mankowski et al., 2002)

一方、フェミニストパワーとコントロールモデルとは、女性活動家が発展させていったDuluthプログラムなどを指し、心理教育アプローチを用いる。このアプローチは、女性への暴力は、系統的な男性の支配の表現であり、このことを男性に教育していくという方法を用いる。プログラム内容は、定められた通りに進められていく構造化されたものであり、ファシリテーターは精神保健の専門家ではない。このBPが、フェミニズム概念モデルの代表であり、司法とのつながりが強いので、刑事司法システム関連モデルともみなされている。(Mankowski et al., 2002)

Saunders(1996)は、この両モデルのプログラムに関する比較研究を行っている。

それは、コミュニティーベースのBPにおいて、パートナー女性に暴力を振るった経験のある男性218人を治療の際、無作為に、プロセス心理力動モデル(グループサイコセラピーモデル=精神保健概念モデル)か、フェミニスト=認知行動心理教育的モデル(フェミニストのパワーとコントロールモデル=フェミニズム概念モデル)のプログラムのどちらかに割り振り、そのプログラム完遂男性136名の79%分、約107人の治療後平均2年における行動に関する分析を、その女性パートナーによる報告に基づき、調査するという研究であった。

その結果わかったことは、2つのタイプの治療比較において、暴力再発率や女性のパートナー男性への恐怖のレベルなどの著しい相違はなかったが、加害者の特性における両プログラム間における差異が明らかになったという。依存的パーソナリティ(人格)の男性(表2の①のタイプ)は、プロセス心理力動モデルのグループでの成果がよく、反社会性パーソナリティーの男性(表2の③のタイプ)では、フェミニスト=認知行動心理教育的モデルのグループにおいてよい成果が現われたという。つまり加害者のパーソナリティー特性に応じ、より効果的なBPや治療が可能であるかもしれないということがわかつたのである。

また、バタラーの理論的な類型論研究が、BPの実際の司法現場にも応用できる可能性がでてきたのである。

しかし、実際に現在米国において広く採用されているのは、上述のDuluthのフェミニズム概念モデルのBPであり、上記表7の2つのモデルは、それぞれ精神保健概念システム(医療システム)、刑事司法システム(裁判所や保護観察所などの司法の現場)と深く関連(Mankowsky et al., 2002)し、BPの政策上のさまざまな軋轢、問題を生むことにもなっている。プロセス心理力動モデル(精神保健概念モデル)においては、バタラー男性は、安全な環境で、彼らの幼児期の苦痛と喪失を悲嘆する必要があることを仮定